

# 川崎市障害福祉施設等苦情解決支援事業会費等規程

## (目的)

第1条 この規程は、川崎市障害福祉施設等苦情解決支援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）、川崎市障害福祉施設等苦情解決支援事業実施要綱細則（以下、「細則」という。）及び第三者協力員設置要綱に基づき、その実施について会費、費用弁済等について定め、もって苦情解決支援事業の円滑な実施に資することを目的とする。

## (会費)

第2条 要綱第7条及び細則第4条に基づき、会費を以下のように定める。

2 会費は、定員数に応じて年額次のとおりとする。ただし、年度途中に新規入会した場合は、加入時点を上半期・下半期に区分して、下半期に入会した場合は、当該会費の半額とする。

定員数 3人 以下	15,000 円
定員数 4 ～ 5 人	22,500 円
定員数 6 ～ 9 人	37,500 円
定員数 10 ～15 人	52,500 円
定員数 16 ～30 人	67,500 円
定員数 31 ～50 人	100,000 円
定員数 51 人 以上	110,000 円

但し、定員制事業所については前年度 9 月～11 月までの 3 ヶ月間の日々利用人数の平均が定員を下回った場合は、その人数とする。また、登録制事業所については前年度 9 月～11 月までの 3 ヶ月間の日々利用人数の平均とする。

3 相談支援事業所の会費は、1 か所につき 15,000 円とする。

4 居宅介護（ホームヘルプ）の会費は、1 か所につき 15,000 円とする。

## (謝礼及び活動費)

第3条 要綱第15条及び細則第4条に基づく苦情解決委員及び第三者協力員に対する謝礼及び活動費は、別に定める。

## (規程の改正)

第4条 この規程の改正は、総会で行う。

## 付則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 付則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 付則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 付則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。